

令和6年度早期退職募集及び認定の公表

由利本荘市

由利本荘市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例第2条第2号の規定により、令和6年度に実施した早期退職募集及び認定について、下記のとおり公表いたします。

記

1. 募集の内容

由利本荘市早期退職募集実施要項による

2. 認定を受けた応募者の数

3名

由利本荘市早期退職募集実施要項

令和6年11月18日
由利本荘市長 湊 貴 信

平成28年12月1日付けで社会福祉法人由利本荘保育会（以下「法人」という。）と締結した公立保育園民営化に係る職員の派遣に関する協定書に基づき、業務の円滑な引継ぎと福祉サービスの維持、向上を目的に、保育士資格を有する職員（以下「保育士職員」という。）を派遣してきたものであるが、民営化から8年が経過しようとする中、法人の運営基盤の確立や職員の成長による運営体制の維持が図られると判断し、保育士職員の派遣を終了することとしたことから、今後、保育士職員の資格を活かせる職場が存在しないこととなるため、由利本荘市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例第2条第2号の規定により、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 退職の期日

令和7年3月31日

2. 募集人数

若干名

3. 募集期間

令和6年11月18日（月）午前8時30分から
令和6年12月27日（金）午後5時15分まで

4. 募集対象

由利本荘保育会に派遣されている職員

5. 応募の手続き

- (1) 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（様式第1号）（以下「応募申請書」という。）に必要な事項を記入のうえ、募集期間内に、郵送、手渡し、電子メール又はグループチャットにより下記担当宛に提出する。
※電子メールの場合は、標題を「早期退職希望応募申請」とし、下記担当者全てを宛先にして送信すること。
※グループチャットの場合は、グループ名を「早期退職希望応募申請」とし、下記担当全てを含むグループを作成の上、送信すること。
- (2) 募集期間終了後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※募集期間終了後、概ね2週間以内に通知する予定
※不認定となる場合は、注2のとおり
- (3) 応募申請書提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（様式第2号）を令和6年12月27日（金）までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 担当者

由利本荘市総務部総務課

参事兼課長補佐 土田 房貴

電話：(0184) 24-6216

E-mail：tsuchida@city.yurihonjo.lg.jp

課長補佐兼給与事務班長 渡辺 淳

電話：(0184) 24-6217

E-mail：jun0926@city.yurihonjo.lg.jp

注1 次の（１）から（４）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （１）秋田県市町村職員の退職手当に関する条例（昭和３３年秋田県市町村総合事務組合条例第２号）第２条第２項の規定により職員とみなされる者
- （２）臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
- （３）退職の期日までに定年に達する者
- （４）地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２９条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

注2 応募者が次の（１）から（４）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （１）応募者がこの募集実施要項に適合しない場合
- （２）応募者が応募をした後、地方公務員法第２９条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
- （３）応募者が（２）に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （４）応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合